

総合型地域スポーツ・文化クラブとは



1. クラブ組織の設立総会を行い、規約・会則・定款に基いた組織運営が行われること。

2. 地域に開かれた活動を行うこと。

地域に開かれたとは、クラブの活動の内容の広報や会員の募集を随時行っていることや、クラブの活動に非会員がいつでも参加出来るように便宜を図っていることなどを言います。

3. 住民の多様なニーズに対応するため、複数種目及び複数世代で定期的に活動すること。
* 複数種目とはスポーツ2種目以上や文化活動も含んで活動していること。* 複数世代とは、子ども・大人・高齢者が参加していること。* 定期的とは概ね週1回以上活動していること。を言います。

4. 会員から会費を徴収している。または参加者から参加費を徴収している。

5. 実施種目の指導者を配置すること。

* 配置とは定期的な活動に協力してくれる指導者の有無を言います。

6. 定期的に活動する場所を確保すること。

* 活動する場所と派占有・借用の別は問いません。

7. 地域住民の主体的な活動を基本とし、営利を目的とした活動でないこと。